

◎新潟県教育委員会訓令第8号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(参事等の専決事項)</p> <p>第4条の5 課に置かれる参事及び副参事（<u>政策企画員を含む。</u>）は、第4条及び第5条に規定する課長専決事項のうち、当該課長の指定する事項について専決するものとする。</p> <p>(課長の権限の代決)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 課長、室長及び課長補佐がともに不在のときは、課に置く室の事項については、その事務を担当する係長又は副参事（<u>政策企画員を含む。次条第2項において同じ。</u>）がその事務を代決する。</p> <p>別表第1（第3条関係） (教育次長共通専決事項) (1)～(11) (略)</p>	<p>(参事等の専決事項)</p> <p>第4条の5 課に置かれる参事及び副参事は、第4条及び第5条に規定する課長専決事項のうち、当該課長の指定する事項について専決するものとする。</p> <p>(課長の権限の代決)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 課長、室長及び課長補佐がともに不在のときは、課に置く室の事項については、その事務を担当する係長又は副参事がその事務を代決する。</p> <p>別表第1（第3条関係） (教育次長共通専決事項) (1)～(11) (略) <u>(12) 普通財産の取りこわし(工作物及び立木竹の撤去。ただし、評価額2,500千円以下の場合に限る。)</u></p>